契約後 VE工事 特記仕様書

1 定義

「VE提案」とは、石川県建設工事標準請負契約約款(以下「約款」という。) 第19条の2の規定に基づき、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を 低下させることなく請負代金額の低減を可能とする施工方法等に係る設計図書 の変更について、受注者(申請者)が発注者に行う提案をいう。

2 VE提案の意義及び範囲

- (1) 受注者(申請者)がVE提案を行う範囲は、設計図書に定められている 内容のうち、工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減 を伴うものとし、原則として、工事目的物の変更を伴わないものとする。
- (2)以下の提案は、VE提案の範囲に含めないものとする。
 - ① 工期の延長等施工条件の変更を伴う提案
 - ② 条件変更が確認された後の提案
 - ③ 入札時に入札参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲 を超えるような工事材料又は施工方法等の変更の提案
 - ④ 入札時における総合評価方式に係る技術提案の範囲

3 VE提案書の提出

- (1)受注者(申請者)は、前項のVE提案を行う場合は、VE提案書(様式1) に次に掲げる事項を記載した書類(様式2~4)を添付し、発注者に提出 しなければならない。
 - ① 設計図書に定める内容とVE提案の内容の対比及び提案理由(様式2)
 - ② VE提案の実施方法に関する事項 (当該提案に係る施工上の条件等を 含む) (様式2)
 - ③ VE提案が採用された場合の請負代金額の概算低減額及び算出根拠 (様式3)
 - ④ 発注者が別途発注する関連工事との関係(様式4)
 - ⑤ 工業所有権を含む V E 提案である場合、その取扱いに関する事項 (様式 4)
 - ⑥ その他VE提案が採用された場合に留意すべき事項 (様式4)
 - (2)発注者は、提出されたVE提案書に関する追加的な資料、図面その他の書類の提出を受注者(申請者)に求めることができる。

- (3) 受注者(申請者)は、前項のVE提案を契約の締結日より、当該VE 提案に係る部分の施工に着手する35日前までに、発注者に提出できるも のとする。
- (4) VE提案に関する費用は、受注者(申請者)の負担とする。

4 VE提案の審査

VE提案の審査にあたっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した 経済性等を評価する。

5 VE提案の採否の通知

- (1)発注者はVE提案の採否について、VE提案の受領後14日以内に受注者(申請者)に通知(様式5)しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむをえない理由があるときには、あらかじめ受注者(申請者)の同意を得た上で、この期間を延長することができるものとする。
- (2) 提出されたVE提案が適正と認められなかった場合の前項の通知は、採 用しない理由を付して行うものとする。

6 VE提案が適正と認められた場合の変更設計等

- (1)発注者は、約款第19条の2の規定に基づき、VE提案による設計図書を変更し、請負代金額を変更する場合は、約款第24条の規定により、請 負代金額の変更を行うものとする。
- (2) 前項の変更を行う場合においては、VE提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額(以下「VE管理費」という。)を計上するものとする。
- (3) V E提案を採用した後、約款第18条の条件変更が生じた場合において、 発注者が V E提案に対する変更を求めた場合、受注者(申請者)はこれに 応じるものとする。
- (4)発注者は、約款第18条の条件変更が生じた場合には、約款第24条第 1項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。
 - VE提案を採用した後、約款第18条の条件変更が生じた場合の前記 (2)のVE管理費については、変更しないものとする。
- (5) 双方の責に帰することができない事由(不可抗力や予測することが不可能な事由等)により、工事の続行が不可能、又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者(申請者)が協議して定めるものとする。
- (6) V E 管理費に関する部分払は、V E 提案に関する部分が完了(完成) したと認められる場合に支払い対象とする。

7 VE提案の保護

VE提案については、その後の工事において、その内容が一般的(標準歩掛)に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りでない。

8 責任の所在

発注者がVE提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、 VE提案を行った受注者(申請者)の責任が否定されるものではない。